第四期特定健康診査等実施計画

三井健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 28 日

特定健康診査等実施計画　(令和6年度～令和11年度)

背景・現状・基本的な考え方　【第3期データヘルス計画書　STEP2から自動反映】			
No.1	３・６・７．一人当たり医療費は、全体的に増加傾向にあり、40代以降に大きく上昇している。	→	・医療費通知等を利用して医療費適正化を啓蒙。 ・健康台帳等により事業主の主体的な保健事業実施・職場環境整備をサポート。 ・家庭用常備薬あっせんによるセルフメディケーションの推進。
No.2	８・12．新生物（がん）の医療費は大きく上昇している。 ９．新生物に占める医療費割合は、30代以降増加している。	→	・人間ドック・婦人科検診等の受診率向上へのための取り組み。
No.3	10.歯科医療費は、男女ともに医療費全体の10%を占めている。	→	・予防歯科の啓蒙及び事業の検討。 ・予防歯科のための補助金。
No.4	16．ジェネリックの使用割合は上昇しており全国平均を上回っているが、薬剤費割合は下落している。	→	・ジェネリック医薬品差額通知・ジェネリック医薬品希望カードによる普及を引き続き促進。
No.5	20．被扶養者の特定健診の受診率が低い。	→	・受診勧奨通知等による啓蒙。
No.6	21．被保険者・被扶養者ともに特定保健指導の実施率が低い。	→	〇被保険者 ・健康台帳等により事業主の主体的な保健事業実施・職場環境整備をサポート。 〇被扶養者 ・特定保健指導の実施案内等による受診啓蒙や実施方法の検討。 ・特定保健指導の実施業者の追加検討。
No.7	10・11．生活習慣病の医療費・受診者数は、男女ともに40歳以降大きく上昇している。 15．健診結果の「受診勧奨値」を放置（医療機関未受診）し、生活習慣病を主病とした入院者が一定数いる。 医療機関未受診の方の対策が早急に必要である。 29．受診勧奨対象者数は、各検査項目に一定数いる。	→	・医療機関への受診勧奨通知により、生活習慣病の発症を予防。 ・特定保健指導の利用の啓蒙実施。 ・健康台帳等により事業主の主体的な保健事業実施・職場環境整備をサポート。
No.8	30．重症化リスクの未治療者・治療継続者は、各検査項目に一定数いる。	→	・35歳から39歳の対象者に対して糖尿病等の重症化予防の対策を実施 ・医療機関の受診勧奨。
No.9	32．運動習慣のない者は、男女ともに７割以上いる。	→	・広報媒体を利用して運動習慣に関する周知啓蒙。 ・コラボヘルスによる事業所の健康経営の支援。 ・スポーツクラブ利用の利便性を促進。
No.10	24．保健指導対象者の約3割は、喫煙している。 33．女性の喫煙率は、全ての年代において全国平均の喫煙率を上回っている。	→	・健康台帳等により事業主の主体的な保健事業実施・職場環境整備をサポート。 ・禁煙のための動画コンテンツの配布。 ・禁煙外来への誘導のため啓蒙を実施。
No.11	35．事業所ごとに異なる健康課題を抱えている。	→	・健康台帳により事業所の健康課題を可視化し、事業主の健康経営等に向けた取り組みをサポート。
No.12	37．健康状況は血糖以外は全健康保険組合平均を上回っている。生活習慣は、飲酒、食事が下回っている。	→	・健康台帳により事業所の健康課題を可視化し、事業主の健康経営等に向けた取り組みをサポート。

基本的な考え方（任意）

特定健診等の実施方法に関する基本的な事項

・特定健診等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。
メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

・特定健診等の実施に係る留意事項

被扶養者については当健保組合が主体となって居住地の近くで利便よく受診できることを目的とした集合契約のスキームをベースに、人間ドックも併用して特定健診を行いそのデータを管理する。

・事業主が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主が労働安全衛生法（以下「安衛法」という）に基づく健診を実施した場合は、当健保組合はそれに含まれる特定健診のデータを事業主から受領する。健診費用は、事業主が負担する。
　　また、その場合の保健指導については、事業主と当健保組合は連携し、事業主は該当者に対する特定保健指導を安衛法に基づく保健指導と併せて一体的に実施し、その記録を当健保組合は受領する。特定保健指導費用は当健保組合が負担する。

・特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

特定健診・特定保健指導の事業計画　【第3期データヘルス計画書　STEP3から自動反映】

1 事業名 **特定健診　（被保険者）**

対応する健康課題番号 -

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：被保険者
方法	・事業主が行う定期健診（法定）と併せて実施 ・健康台帳による情報提供
体制	-

事業目標

・特定健診の受診率向上
・受診者の健康維持

評価指標							
	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	当事業はアウトカムを設定しないため (アウトカムは設定されていません)						
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診受診率	93 %	94 %	95 %	96 %	97 %	98 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・事業主の主体的な実施 ・健康台帳送付	・事業主の主体的な実施 ・健康台帳送付	・事業主の主体的な実施 ・健康台帳送付
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
・事業主の主体的な実施 ・健康台帳送付	・事業主の主体的な実施 ・健康台帳送付	・事業主の主体的な実施 ・健康台帳送付

2 事業名 **特定健診　（被扶養者）**

対応する健康課題番号 **No.5**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：被扶養者
方法	・健保連の集合契約のスキームを利用して実施 ・対象者へ受診券を送付、未受診者へ受診勧奨通知を送付
体制	-

事業目標

・特定健診の受診率向上
・受診者の健康維持

評価指標							
	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	当事業はアウトカムを設定しないため (アウトカムは設定されていません)						
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診受診率	49 %	51 %	52 %	56 %	62 %	70 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・対象者へ受診券の送付 ・未受診者へ受診勧奨通知を送付	・対象者へ受診券の送付 ・未受診者へ受診勧奨通知を送付	・対象者へ受診券の送付 ・未受診者へ受診勧奨通知を送付
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
・対象者へ受診券の送付 ・未受診者へ受診勧奨通知を送付	・対象者へ受診券の送付 ・未受診者へ受診勧奨通知を送付	・対象者へ受診券の送付 ・未受診者へ受診勧奨通知を送付

3 事業名 **特定保健指導（被保険者）**

対応する健康課題番号 **No.6**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：被保険者/基準該当者
方法	・事業所へ対象者一覧データ・健康台帳による情報提供など、コラボヘルスにより事業主が主体的に実施
体制	-

事業目標

・特定保健指導の実施率向上
・利用者の健康改善

評価指標							
	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	腹囲２cm・体重２kg減を達成した者の割合	30 %	40 %	50 %	53 %	56 %	60 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	35 %	40 %	45 %	50 %	55 %	60 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・事業主の主体的な実施をサポート	・事業主の主体的な実施をサポート	・事業主の主体的な実施をサポート
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
・事業主の主体的な実施をサポート	・事業主の主体的な実施をサポート	・事業主の主体的な実施をサポート

4 事業名	特定保健指導（被扶養者）	対応する健康課題番号	No.6

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：被扶養者/基準該当者
方法	・健保連の集合契約のスキームを利用して実施、またはオンライン形式で実施できる業者での実施 ・対象者へ利用券を送付、未利用者へ受診勧奨通知を送付
体制	-

事業目標

・特定保健指導の実施率向上
・利用者の健康改善

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	腹囲２cm・体重２kg減を達成した者の割合	30 %	40 %	50 %	53 %	56 %	60 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	35 %	40 %	45 %	50 %	55 %	60 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・対象者へ利用券を送付 ・未利用者へ受診勧奨通知を送付 ・実施業者の追加検討	・対象者へ利用券を送付 ・未利用者へ受診勧奨通知を送付 ・実施業者の見直し	・対象者へ利用券を送付 ・未利用者へ受診勧奨通知を送付
R9年度	**R10年度**	**R11年度**
・対象者へ利用券を送付 ・未利用者へ受診勧奨通知を送付	・対象者へ利用券を送付 ・未利用者へ受診勧奨通知を送付 ・実施業者の見直し	・対象者へ利用券を送付 ・未利用者へ受診勧奨通知を送付

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	27,400 ／ 33,800 ＝ 81.1 %	27,700 ／ 33,800 ＝ 82.0 %	28,000 ／ 33,800 ＝ 82.8 %	28,600 ／ 33,800 ＝ 84.6 %	29,400 ／ 33,800 ＝ 87.0 %	30,500 ／ 33,800 ＝ 90.2 %
		被保険者	22,800 ／ 24,500 ＝ 93.1 %	23,000 ／ 24,500 ＝ 93.9 %	23,200 ／ 24,500 ＝ 94.7 %	23,400 ／ 24,500 ＝ 95.5 %	23,800 ／ 24,500 ＝ 97.1 %	24,000 ／ 24,500 ＝ 98.0 %
		被扶養者 ※3	4,600 ／ 9,300 ＝ 49.5 %	4,700 ／ 9,300 ＝ 50.5 %	4,800 ／ 9,300 ＝ 51.6 %	5,200 ／ 9,300 ＝ 55.9 %	5,600 ／ 9,300 ＝ 60.2 %	6,500 ／ 9,300 ＝ 69.9 %
	実績値※1	全体	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		被保険者	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		被扶養者 ※3	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	1,630 ／ 4,658 ＝ 35.0 %	1,772 ／ 4,432 ＝ 40.0 %	1,890 ／ 4,200 ＝ 45.0 %	2,002 ／ 4,004 ＝ 50.0 %	2,102 ／ 3,822 ＝ 55.0 %	2,181 ／ 3,636 ＝ 60.0 %
		動機付け支援	693 ／ 1,980 ＝ 35.0 %	746 ／ 1,867 ＝ 40.0 %	788 ／ 1,751 ＝ 45.0 %	827 ／ 1,653 ＝ 50.0 %	859 ／ 1,562 ＝ 55.0 %	881 ／ 1,469 ＝ 60.0 %
		積極的支援	937 ／ 2,678 ＝ 35.0 %	1,026 ／ 2,565 ＝ 40.0 %	1,102 ／ 2,449 ＝ 45.0 %	1,175 ／ 2,351 ＝ 50.0 %	1,243 ／ 2,260 ＝ 55.0 %	1,300 ／ 2,167 ＝ 60.0 %
	実績値※2	全体	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		動機付け支援	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		積極的支援	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %

※１）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）
※２）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）
※３）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
-

特定健康診査等の実施方法（任意）
-

個人情報の保護
当健保組合が定める、「三井健康保険組合個人情報保護管理規程」を遵守する。 当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 当健保組合のデータ管理総括責任者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合で特定健診・特定保健指導を担当する職員に限る。 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画の周知は各事業主に実施計画書を送付するとともに、Webサイト等の掲載を通じて公表・周知する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
当健保組合に所属する担当職員等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。